



高岡市告示第 461 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

高岡市長 橘 慶 一 郎



字の区域の新設に関するもの

| 市 名 | 従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「荻布四つ葉町」を設定する区域 | | |
|-----|-------------------------------------|----|---|
| | 大字名 | 字名 | 地 番 |
| 高岡市 | 荻布 | 前向 | 200 の 1、209 の 2、211 の 2、211 の 5、 211 の 6、215 の 3、358 の 1、359 の 1 |
| | 鶯北新 | 河原 | 484、486 の 1 |
| | 角 | 板鳥 | 514 の 2、515 の 2、516 の 2、520、524 の 1 |

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

上記地番は、平成 19 年 11 月 19 日現在の登記簿による。